

新型コロナウイルス感染症に係る郡山市男女共同参画センター感染拡大防止 施設の貸館及びイベント開催等ガイドライン

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（令和2年10月2日改訂：全国公民館連合会）」及び「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(令和3年11月19日改定:福島県)」に基づき、当センターの実情に合わせて運用します。

2 イベントの開催中止や延期の検討について

本ガイドラインに基づくリスク評価において、イベント開催に係るリスクへの対応等が整わない場合は、中止や延期も検討してください。

※ リスクへの対応が整っていないと判断した場合、または感染症拡大防止のため当センターが休館する場合などは、施設利用の中止を要請することがあります。

3 感染拡大予防について

施設の利用にあたっては、「新しい生活様式（令和2年5月4日付：新型コロナウイルス専門家会議の提言）」を踏まえ、主催者及び利用者は次のことに留意して施設をご利用ください。

なお、不明な点がある場合、お問い合わせください。

(1) 基本的な感染防止策について（利用・参加者への周知・広報）

主催者は次のことについて、参加者へご周知ください。

- ① 「原則常時マスク着用（必須）」、「咳エチケット」、「施設内で会話を控えること（大声を出さない ※当日、個別に注意、対応ができるよう体制を整備しておくこと）」、「手洗い・手指消毒」、「相互の社会的距離（利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう2m以上を目安に）の確保」を徹底すること。
- ② 当日、来館前に検温をし、平熱と比べて高い発熱がある場合や次の症状等に該当する場合には利用・参加をご遠慮いただくこと。

○咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 等

○PCR検査で陽性とされた方との濃厚接触がある場合

○過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は、利用・参加をご遠慮いただくこと。

- ③ イベント参加前に接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスを活用すること。
- ④ 体調等厳しい自己判断のもと、当日の行動計画をたてること。
- ⑤ 催物前後の行動管理として、公共交通機関や飲食店等での密集（例：移動及び打ち上げ等における感染リスク）を回避するために、分散利用を促進してください。
- ⑥ ①～⑤のほか、感染症対策の注意喚起や保健所へ相談すること。

(2) 利用日当日にすること

- ① 本項(1)①について、ご対応ください。
※マスク未着用者には、個別に注意等（配布・販売等）を行い徹底（着用率100%）してください。
- ② 入場時に検温をし、本項(1)②に該当する場合（検温の拒否も含む）、入場させないようご対応ください。
また、感染リスクの拡散防止のため、参加者の制限を検討してください。（有症状者の入場を確実に防止する措置の徹底〔検温の実施、有症状者の参加・練習を控えること等〕）
- ③ 体調等厳しい自己判断のもと、行動計画をたててください。
- ④ 密集を回避するため、イベントの入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）を講じてください。
- ⑤ 消毒液等資材は主催者が準備し、会場の入口各所に設置してください。
- ⑥ 多くの方が触れる場所（ドアノブ等）や共用物品（マイク等）をこまめに消毒してください。
- ⑦ 密閉空間にならないよう、各部屋の出入口の扉は換気のため30分に1回以上数分間開けてご利用ください。
- ⑧ 許可された場所以外での「大声での発声」、「歌唱や声援」、「接近した距離での会話または対面での長時間の会話」等が無いよう徹底してください。
- ⑨ 利用・参加者は、館内の利用施設やトイレ以外の不要な場所への移動は控えください。
- ⑩ エレベーター内での密集を回避するために、足が不自由な方や妊娠されている方などをのぞいて、エレベーターの使用はできるだけ控えください。
- ⑪ 利用時間の短縮を心がけてください。

(3) 利用・参加者に感染者が発生した場合のために

主催者は、保健所が行うクラスター発生対策を実施できるよう、全利用・参加者の氏名、連絡先を控えるなど把握し、名簿を一定期間（概ね1ヵ月）保持してくだ

さい。(個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じることとし、期間経過後は適切に廃棄してください。)

また、利用・参加者に対して感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関への情報提供及び聞き取りに協力することを事前にご周知するとともに、速やかに当センターへお知らせください。

4 施設の貸出について

施設の利用にあたっては、次のことに注意して施設利用を計画してください。

(1) 各施設の定員について

次に定める定員は、国・県等の指針及び当センターの施設ごとの感染リスクの評価に基づくものであります。

なお、感染状況により随時変更いたします。

施設名	面積	定員	備考
研修室	83.07 m ²	17人	
調理実習室	74.40 m ²	7人	ただし、親子利用等の場合は、7組14人とします。
和室	113.40 m ²	28人	
会議室	71.26 m ²	12人	
交流室	99.03 m ²	18人	
集会室	196.39 m ²	49人	
託児室	42.73 m ²	8人	団体利用のみとします。
情報コーナー	=	4人	
学習コーナー	=	2人	

(2) 施設の利用について

- ① 人と人との間隔を2m（両者が腕を伸ばして触れない距離）以上確保の上、ご利用ください。(和室・集会室)
- ② 机・椅子等の移動はしないでください。(研修室・調理実習室・会議室・交流室)
- ③ 換気のため30分に1回以上数分間、窓を全開にするほか、部屋の出入口の扉を開けてご使用ください。なお、その間の大きな音出しはお控えください。
- ④ 練習等の実施にあたっては、なるべく全員同一方向を向いて行ってください。

- ⑤ 合唱や器楽等飛沫リスクを伴うものは、飛散防止対策を講じてください。
(例：間隔を空ける、対面しない、床にシートを設置する など)
- ⑥ 飲食は対面を回避し、人と人との距離を確保した上で同一方向を向いておとりください。その際、会話は控えてください。
※ “ごみ” はすべてお持ち帰りください。
- ⑦ ご利用の際には、水分をとるなど熱中症にご注意ください。
- ⑧ 利用時間の短縮を心がけてください。

5 感染が疑われる者が発生した場合について

- (1) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに移動し別室へ隔離してください。
- (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- (3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示をお受けください。

6 その他

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生動向、国、福島県及び郡山市の方針を踏まえ随時更新します。

7 附則

このガイドラインは、令和3年11月19日から適用します。(令和3年11月19日改正)